

川崎市

子ども・若者 ビジョン



【概要版】

平成28（2016）年3月

川崎市

ビジョンの策定にあたって

1. 策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

■ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、都市化の進展などから、「働き方」や「暮らし」、「家庭（家族形態）」が変化し、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化している。

■ 子ども・若者をめぐる問題の複雑・深刻化

社会状況や子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、発達障害、いじめ・不登校、非行、ひきこもり、ニート、自殺等、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化し、子ども・若者自身が犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなる痛ましい事件が起こっている。

(2) 策定の趣旨

本ビジョンは、子ども・若者自身の育ちの視点から施策を整理し、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまちをめざして、ライフステージを通した切れ目ない子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため策定する。

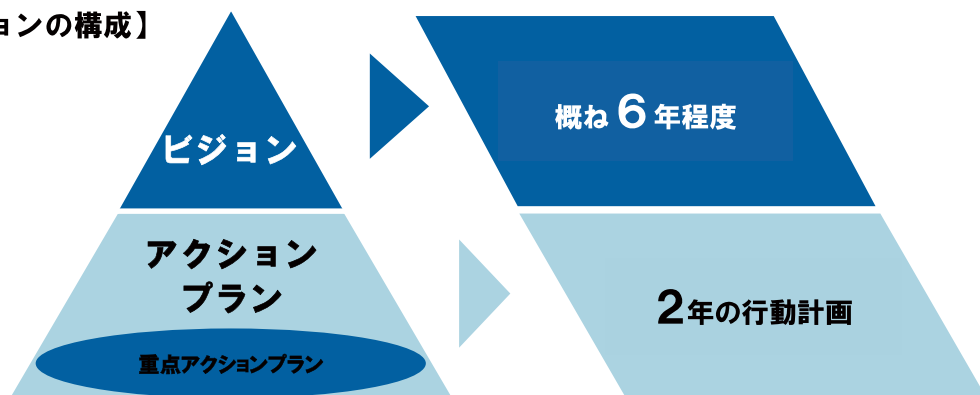
2. ビジョンの位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画として策定
- 川崎市総合計画と連携し、子ども・若者に関する施策を横断的に推進するため策定

3. ビジョンの構成と対象期間

- **ビジョン**…本市がめざす子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す
- **アクションプラン**…個別の事業や施策を示した行動計画
- **重点アクションプラン**…アクションプランのうち、中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向け、迅速かつ実効的に取り組むべき特に重点的な課題に対する具体的な対策事業を示した計画

【ビジョンの構成】



4. ビジョンの対象

- 0歳～概ね30歳未満を対象。施策によってはポスト青少年期までの40歳未満を対象

ビジョンの基本理念と基本的な方向性

1. 基本理念

「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」
～子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまち・かわさき～

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切に、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざす。

2. ビジョンを推進するための視点

■ 子ども・若者の権利を尊重する視点

本市では、全国に先駆け「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利施策を推進してきた。子ども・若者施策を推進するためには、すべての事業にこの条例の視点が盛り込まれている必要があり、本ビジョンにおいても条例の理念のもと、子ども・若者支援に関する施策を推進する。

■ 子ども・若者へのライフステージを通じた切れ目のない支援をする視点

子ども・若者が、生まれてから、育ち・学びながら成長を続け、やがて社会の一員として羽ばたいていくには、乳幼児期から学童期、思春期、青年期とそれぞれの成長段階に応じた「切れ目のない」支援を地域社会全体で進めることが大切である。次代を担う子どもを見守り、若者がチャレンジできるよう家庭・地域・学校等が一体となって、子ども・若者育成支援に関する施策を推進する。

3. 基本的な方向性と施策の展開

I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

子ども・若者が安全に、安心して暮らせるよう、地域社会全体で、安全・安心な社会環境づくりに取り組むとともに、多世代が相互に交流し、子ども・若者やその家庭に寄り添いながら、見守り・支えるしくみづくりに向け、地域包括ケアシステムの構築を進める。

子ども・若者は、地域社会にとって未来を担う大切な存在であるため、子ども・若者の育成支援については、家庭・学校・地域・行政等が連携し、地域で暮らすすべての人が相互に協力しながら、一体になって取組を推進する。

II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

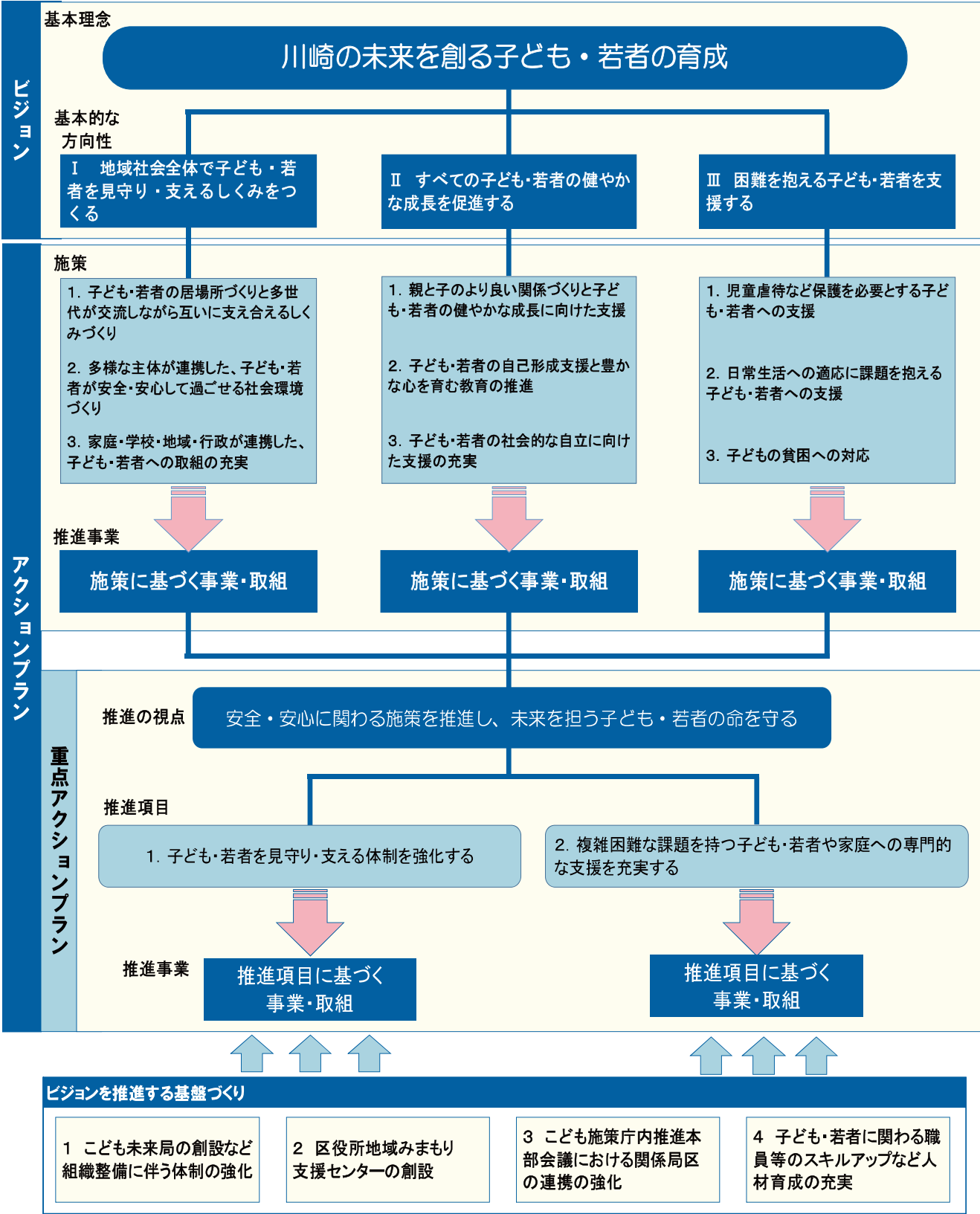
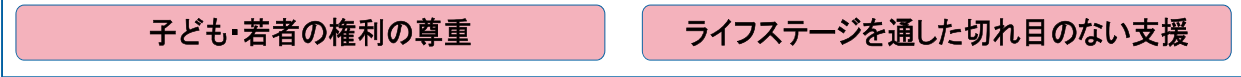
すべての子どもの育ちを支え、若者が安心して自分らしくいきいきと成長できる地域社会をつくるには、一人ひとりの子ども・若者の置かれた状況を把握し、それぞれの個性を尊重しながら、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない子ども・若者の育成支援に取り組む。

III 困難を抱える子ども・若者を支援する

次代を担う一人ひとりの子ども・若者の育ちが、個人や家庭の状況だけに捉われることなく、地域社会全体で子ども・若者やその家庭を支援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服し、将来を輝かしいものとするため、様々な主体が連携・協働しながら、子ども・若者の育成支援を推進していく。

【川崎市子ども・若者ビジョンの施策体系】

ビジョンを進めるための基本的な視点



アクションプランにおける施策展開

基本的な方向性Ⅰ 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

1. 子ども・若者の居場所づくりと多世代が交流しながら互いに支え合えるしくみづくり

地域全体で、子どもや若者の成長を見守り、学び、育てていく地域づくりに向け、安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりとともに、多世代が交流し、支え合う仕組みづくりを進める。

2. 多様な主体が連携した、子ども・若者が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

地域が主体となって取り組む自主防犯活動や青少年指導員・民生委員児童委員等による活動とともに、地域・学校・警察・行政機関等が連携した交通安全運動や公園の維持管理など、多様な主体が協働・連携しながら、地域の社会環境の向上に向けた取組を進める。

3. 家庭・学校・地域・行政が連携した、子ども・若者への取組の充実

家庭・学校・地域・行政が相互に連携しながら、子育て支援や地域の教育力の向上を図る取組を進めるとともに、担い手の人材育成・支援等の取組を進める。

基本的な方向性Ⅱ すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

1. 親と子のより良い関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

両親学級や乳幼児健診等における子育て家庭への出産・育児支援とともに、心も体も大人に移行する思春期における健康教育を実施するなど、子ども・若者の健やかな成長を支援する。

2. 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進

子ども・若者が将来に対して夢や希望を持ち、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度を育てていく教育をするとともに、他者を思いやる心や自立（自律）心を育成するなど、豊かな人間性を育む教育を推進する。

3. 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実

高校生や大学生などの若者の行政参加の促進を図るとともに、若者の就職相談や定着支援、さらには、個々の状況に応じた就業支援や学習支援、職業意識の啓発など、関係機関が連携しながら、若者一人ひとりの状況に応じた適切な支援に向けた取組を推進する。

基本的な方向性Ⅲ 困難を抱える子ども・若者を支援する

1. 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援

児童虐待の未然防止と早期把握に向けて、地域で子どもに関わる相談や支援に携わる関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の機能の充実・強化を図るとともに、支援が必要な子ども・若者とその家庭に対しては、区役所や児童相談所における専門的な支援を推進する。

2. 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援

子ども・若者に携わる様々な関係機関が、それぞれの専門性を生かして、子ども・若者の発達段階に応じた支援をするとともに、自分自身や家族の力では解決できないような困難な状況に陥った子ども・若者に対しては、一人ひとりの置かれた状況に応じたきめ細かな適切な支援をする。

3. 子どもの貧困への対応

経済的に生活が困窮した子どもの生活の保障、精神的に生活が困窮した子どもの支援とともに、生活が困窮しているために自分の居場所を見いだせない子ども・若者への支援に向けた居場所づくりや、新たな課題の解決に向けた取組も検討するなど、子どもの貧困対策と世代を超えた貧困の連鎖の防止に向けた取組を推進する。

重点アクションプラン

重点アクションプランの策定趣旨

- 平成27年2月、多摩川河川敷で市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生した。本市としては、再発防止に向けて取組強化を着実に進めるとともに、地域社会が一体となり、子ども・若者の健全な育成に向け、安全・安心な地域づくりを進めることが喫緊の課題となっている。
- 中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを目的として、特に重点的に取り組むべき項目について、本ビジョンの中で「重点アクションプラン」として具体的に位置づけて、子ども・若者が安全・安心で、健やかに成長するまちづくりを推進する。

重点アクションプランの推進にあたって

- 庁内における関係局との相互の連携強化を推進するとともに、各区役所においても「地域みまもり支援センター」を中心として、保健・福祉・教育の各専門職による地域の見守り体制の仕組みを最大限に活かした取組を推進する。
- 子ども・若者に携わる職員等の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、相互の連携をより一層強化しながら、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に応じた実効的な対策を図る。

推進の視点

「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」

推進項目

I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する

重点項目 1 子ども・若者の居場所の充実

地域における子ども・若者の居場所の充実

重点項目 2 地域の見守り体制の強化

地域の関係団体や警察等と連携した少年の非行防止や健全育成の推進

重点項目 3 安全・安心な地域環境の整備

防犯灯・防犯カメラの設置による防犯対策の推進

重点項目 4 児童虐待防止・非行防止等の啓発推進

各種広報・イベント等を活用した児童虐待や非行防止、いじめ防止等の啓発を推進

II 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する

重点項目 5 専門的支援ネットワークの構築

要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止医療ネットワークの充実・強化

重点項目 6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の業務執行体制の強化、児童家庭支援センターの機能強化及び増設による個別相談・指導の充実、複雑な背景・課題を有する非行・不登校児童等への支援の充実

ビジョンの推進に向けて

1. ビジョンの進行管理

(1) アクションプランの評価

推進項目に位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表する。

(2) 重点アクションプランの評価

重点項目ごとに位置づけた各年度の取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表する。

(3) ビジョンの検証

平成29年度を目処に中間評価を実施し、「川崎市総合計画」との整合性や他計画との連携を踏まえ、内容の見直しを含めた計画の検証を行う。

2. ビジョンの推進体制

(1) 全庁的な推進体制

こども未来局の設置

子育てをめぐる市民ニーズの多様化に対応し、組織の責任体制をより明確化するため、平成28年度から、こども未来局を設置する。また、本ビジョンに基づき、子ども・若者施策を総合的に推進するため、こども未来局に青少年支援室を設置する。

区役所地域みまもり支援センターの設置

地域内の多様な主体と顔の見える関係を築き、地域課題の解決を図りながら、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントを実施するため、区役所に地域みまもり支援センターを設置する。

川崎市こども施策庁内推進本部会議

本市における子ども・若者施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、副市長をトップとして、庁内各関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図る。

(2) 有識者等からの意見聴取

川崎市青少年問題協議会（附属機関）は、子ども・若者施策に関する有識者等で構成され、青少年の総合的施策の推進に向けて必要な事項を調査審議し、意見具申を行っている。本ビジョンに位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等、評価結果等については、本協議会に報告をし、意見聴取をしながら推進する。

また、子ども・若者自身を含め、子ども・若者施策の実施に携わる団体や市民の方々からの意見を聴取し、施策の推進への反映に努めていく。

(3) 子ども・若者に関わる職員等のスキルアップなどの人材育成の充実

子ども・若者に携わる関係者の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、相互の連携をより一層強化するため、子ども・若者への理解を深め、相談・支援技術のスキル向上のための研修等を実施するなど、人材育成の充実を図る。



KAWASAKI CITY

川崎市

川崎市子ども・若者ビジョン【概要版】

編集 川崎市 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2668 FAX 044-200-3931